

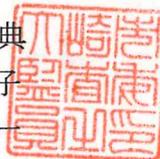


監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、大崎市監査基準により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和6年11月1日

大崎市監査委員 門 脇 喜 典
大崎市監査委員 伊 藤 玲 子
大崎市監査委員 伊 勢 健 一



記

第1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

第2 監査の対象とした団体等

財政援助団体等名称	区 分 (指定管理施設等)
セントラルスポーツ株式会社	大崎市市民プール
公益財団法人 古川体育協会	大崎市古川総合体育館, 大崎市古川武道館, 大崎市古川屋内運動場
大崎市体育協会松山支部	大崎市松山B&G海洋センター, 大崎市松山体育研修センター, 大崎市松山野球場, 大崎市松山運動場, 大崎市松山テニスコート, 大崎市松山体育館, 大崎市松山相撲場, 大崎市松山スポーツ広場
大崎市体育協会三本木支部	大崎市三本木総合体育館, 大崎市三本木野球場, 大崎市三本木相撲場
特定非営利活動法人 古川学人	吉野作造記念館
株式会社 池月道の駅	市の出資比率が25%以上の団体 大崎市あ・ら・伊達な道の駅地域振興施設

第3 監査の着眼点

団体への財政援助に係るものの出納及びその他の事務の執行

第4 監査の主な実施内容

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの財政的援助に係るものの出納その他の事務に関する財務書類を対象に、必要に応じて対象団体担当者等の説明を聴取する等により、実施している事業が目的に沿って適正に執行されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点から、試査による監査を実施した。

第5 監査の実施期間

令和6年9月3日（火）から同年9月6日（金）まで

期日等の詳細については、別紙「監査報告書」（監査対象団体ごと）のとおり

第6 監査の結果

財政的援助に係るものの出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、一部に指摘すべき事項が見受けられたので、以下に記述する。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、各所属長等に別途通知し補完等を求めたほか、一部改善または検討を要望した主な事項については、別紙「監査報告書（監査対象部局ごと）」にその概要を記述したので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

指摘事項

指定管理施設内の自動販売機の取扱いについて（市民協働推進部 行政管理課）

指定管理施設内の自動販売機の設置申請者や経理上の取扱いが、地域や施設によってまったく異なる状態となっている。指定管理者が旧来から独自に設置しているもの、指定管理自主事業として設置しているもの、第三者が目的外使用許可を得て設置しているもの等があるほか、土地建物使用料及び電気料の取扱いも異なっており、市担当部署ごとの解釈に差異があることが原因と考えられる。市への歳入のほか、指定管理料の算定にも影響があるため、指定管理施設に設置している自動販売機の取扱いについて現状を確認し、再度検証すること。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和6年 9月3日(火)	セントラルスポーツ株式会社 公の施設の指定管理者 大崎市市民プール	担当所管課 地域交流センター

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

財政援助に係るものの出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか、担当所属長等に別途通知し、改善を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、担当所属長等通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

通帳及び関係書類から、他市町へ向かう車両燃料費の支出が見受けられ、管理運営業務に関する経理の状況の決算額に算入されていた。本市の指定管理業務の委託範囲には含まれないと考えられ、他市町等が主催する事業であれば、自社の事業として経理の状況の決算額から除外すべきなので、適正な収支会計の経理を行うこと。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和6年 9月3日(火)	公益財団法人 古川体育協会 公の施設の指定管理者 大崎市古川総合体育館, 大崎市古川武道館, 大崎市古川屋内運動場	担当所管課 地域交流センター

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について, 提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

財政援助に係るものの出納その他の事務の執行状況については, おおむね適正に事務処理されていると認められたが, 事務処理上留意すべき軽微な事項については, 監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか, 担当所属長等に別途通知し, 改善を求めている。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和6年 9月4日(水)	大崎市体育協会松山支部 公の施設の指定管理者 大崎市松山B&G海洋センター, 大崎市松山体育研修センター, 大崎市松山野球場, 大崎市松山運動場, 大崎市松山テニスコート, 大崎市松山体育館, 大崎市松山相撲場, 大崎市松山スポーツ広場	担当所管課 松山公民館

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について, 提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

財政援助に係るものの出納その他の事務の執行状況については, おおむね適正に事務処理されていると認められたが, 事務処理上留意すべき軽微な事項については, 監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか, 担当所属長等に別途通知し, 改善を求めている。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和6年 9月4日(水)	大崎市体育協会三本木支部 公の施設の指定管理者 大崎市三本木総合体育館, 大崎市三本木野球場, 大崎市三本木相撲場	担当所管課 三本木公民館

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について, 提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

財政援助に係るものの出納その他の事務の執行状況については, おおむね適正に事務処理されていると認められたが, 事務処理上留意すべき軽微な事項については, 監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか, 担当所属長等に別途通知し, 改善を求めている。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和6年 9月5日(木)	特定非営利活動法人 古川学人 公の施設の指定管理者 吉野作造記念館	担当所管課 地域交流センター

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

財政援助に係るものの出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか、担当所属長等に別途通知し、改善を求めている。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和6年 9月6日(金)	株式会社 池月道の駅 市の出資比率が25%以上の団体 公の施設の指定管理者 大崎市あ・ら・伊達な道の駅地域振興施設	担当所管課 岩出山総合支所 地域振興課

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された大崎市の出資団体の出納及び経営に係る事務及び公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

財政援助に係るものの出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか、担当所属長等に別途通知し、改善を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図らねたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、担当所属長等通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

ア 大崎市岩出山地域振興施設条例では、使用料を徴する店舗区画の位置や範囲が明確に規定されていないため、建物外など店舗区画以外の場所の利用について、取扱いを確認すること。併せて、自動販売機や短期間出店するキッチンカー等の取扱いについても明確にすること。

イ 基本協定書第6条別紙2に記載している管理物件について、前期指定管理期間

の平成 27 年 4 月 1 日に変更協定書により多目的広場を加えていたが，令和 3 年度からの基本協定書には欠落している。現状として指定管理者が継続して管理を行っており，基本的な事項であるので，協議し適切に対処すること

ウ 基本協定書及び年度協定書の業務内容において，地場産品等の販売及び飲食物の提供に関することが記載されていない。指定管理業務としての位置付けを明確にすること。